

為久会 札幌共立五輪橋病院

医療関連感染対策指針

I. 医療関連感染対策に関する基本的考え方

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止すること、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。為久会 札幌共立五輪橋病院（以下「当院とする」）においては、当院 医療関連感染対策指針（以下「本指針」とする）により医療関連感染対策を行う。

II. 本指針について

本指針は院内感染対策委員会において策定及び改訂するものとする。

III. 医療関連感染対策のための組織

感染管理 部門を設置し、組織的に医療関連感染対策を実施する体制を整える。

1. 院内感染対策委員会

- 1) 医療関連感染対策の推進のため、院長、看護部長、事務部長、薬剤部門、検査部門の責任者、感染症対策に関し相当の経験を有する医師等の職員等により構成される、院内感染対策委員会を開催する。
- 2) 月 1 回定期的に開催する。
- 3) 感染制御チームが週 1 回作成する感染情報レポートを、院内感染対策委員会において活用する。

2. 感染制御チーム

- 1) 感染対策部門に、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師により構成される、感染制御チームを設置する。
- 2) 微生物学的検査に係る状況等を記した「感染情報レポート」を週 1 回程度作成する
- 3) 1 週間に 1 回程度定期的に院内を巡回し、感染症発生の把握及び感染防止策の実施状況の把握と指導を行い、これらの内容を記録に残す。
医療関連感染対策を目的とした職員の研修を行う。
- 4) 感染対策向上加算 1 の届け出を行っている医療機関と連携し、感染対策向上加算 1 にかかる届出医療機関が主催する合同カンファレンスに年 4 回程度参加すること。
- 5) 介護保険施設等からの求めに応じ、当該介護保険施設等に対する助言に係る業務を行う。
- 6) 院内感染に関するマニュアルを作成し、年 1 回程度定期的に見直す。
- 7) 新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応について、連携する感染対策向上加算 1 に係る届出を行った医療機関等とあらかじめ協議する。
- 8) 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を有すること。特に、特定抗菌薬（広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗MRSA薬等）については、届出制の体制をとる。

IV. 医療関連感染のための職員に対する研修

- 1) 感染制御チームは、医療関連感染対策のための基本的考え、及び具体的方策についての研修を、職種横断的な参加のもと開催する。
- 2) 年2回程度、その他必要に応じて開催する

V. 感染症発生状況の報告

- 1) 日常的に院内における感染症の感染状況を把握するシステムとして、以下のサーベイランスを実施しその結果を感染対策に反映させる。
 - ・デバイス関連感染サーベイランス
 - ・耐性菌サーベイランス
 - ・抗菌薬使用量サーベイランス 等

VI. 医療関連感染発生時の対応

- 1) サーベイランス結果、診療科及び病棟の報告により異常発生をいち早く察知し、迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。

VII. 本指針の閲覧

- 1) 本指針は院内に掲示するほか当院ホームページに掲載し、患者及び家族等が閲覧出来るよう配慮する。